

平成23年3月17日0時30分現在

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況及び対応について（第18報）

厚生労働省
※下線部分が前回からの変更点

1 厚生労働省における対応

- 3月11日（金）14時46分 三陸沖で地震発生
14時50分 厚労省災害対策本部立ち上げ
3月12日（土）9時00分 厚生労働省現地連絡本部設置（厚生労働省現地対策本部に移行）
（防災電話配備）

2 厚生労働省関係の災害情報及び対応状況

（1）災害救助法関係

○災害救助法の適用〔都道県知事が決定〕

- ・宮城県が全35市町村に適用 (3月11日22時30分)
- ・岩手県が全34市町村に適用 (3月12日18時00分)
- ・東京都が47区市町に適用 (3月12日18時00分) …帰宅困難者対応
- ・福島県が47市町村に適用 (3月12日11時00分)
- ・長野県が1村に適用 (3月12日17時00分)
- ・新潟県が2市1町に適用 (3月12日17時00分)
- ・青森県が1市1町に適用 (3月13日18時15分)
- ・茨城県が28市7町2村に適用 (3月15日20時30分)
- ・栃木県が1市に適用 (3月14日17時30分)
- ・千葉県が3市1町に適用 (3月14日17時30分)

（2）計画停電に係る対応について

- ・医療分野における東京電力及び東北電力の計画停電に対する対応については、都県・関係団体への事務連絡の発出や在宅療養支援診療所、訪問看護ステーションへの電話連絡、国立病院機構等への緊急相談窓口の設置等の対応を実施済み。
- ・東京電力から電力供給される都県に対して、電力の需給逼迫のため、3月14日以降の計画停電の実施に伴い、保健所等を通じて、人工呼吸機器等使用の在宅療養患者が遗漏なく計画停電に対応できるよう適切な指導の実施について依頼。東京電力の計画停電が行われた県からは、現在のところ、難病患者等に関する被害報告はきていない（計画停電終了後16日17時00分時点）。
- ・東北電力から電力供給される県に対して、電力の需給逼迫のため、計画停電の実施を検討するという東北電力の発表に伴い、保健所等を通じて、人工呼吸器等使用の在宅療養患者が遗漏なく計画停電に対応できるよう適切な指導の実施について依頼。

- ・在宅で人工呼吸器を使用している患者の主治医や訪問看護ステーション等を支援するため、東京電力及び東北電力の計画停電により影響を受ける1都11県44病院（国立病院機構病院、労災病院及び社会保険病院等）に緊急相談窓口を設置。
- ・東北電力から電力供給される県に対して、電力の需給逼迫のため、当面3月16日から18日まで計画停電を実施するという東北電力の発表に伴い、保健所等を通じて、人工呼吸器等使用の在宅療養患者が遺漏なく計画停電に対応できるよう適切な指導の実施及び難病医療拠点病院等との連携などについて依頼。
- ・東京電力管内で計画停電が実施された際、人工呼吸器を使用する在宅療養患者の対応に万全を期するため、1都8県35病院（国立病院機構病院、労災病院及び社会保険病院等）に緊急相談窓口を開設及び緊急一時入院の受け入れ体制の整備がなされたことについて、関係都県の難病担当主管課、関係患者団体に情報提供。
- ・東北電力管内で計画停電が実施された際、人工呼吸器を使用する在宅療養患者の対応に万全を期するため、4県10病院（国立病院機構病院、労災病院及び社会保険病院等）に緊急相談窓口を開設及び緊急一時入院の受け入れ体制の整備がなされたことについて、関係県の難病担当主管課、関係患者団体に情報提供。
- ・計画停電が実施されることから、各水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、電力供給が停止したときの影響の分析、自家発電等の点検、水道需用者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請。
- ・計画停電が実施された際、医薬品の管理等に支障が生じることがないよう、都県、保健所設置市及び特別区を通じて薬局等に依頼。なお、3月16日に東京電力の計画停電が実施された地域のすべての県において、大きな混乱もなく無事に終了したとの報告を受けた。
- ・計画停電が実施された際、血液製剤の製造・保管等に影響を生じないよう万全の対策を日本赤十字社血液事業本部に依頼。なお、3月16日に東京電力の計画停電が実施された地域の献血ルーム等の施設においては、業務に支障なかったとの報告を受けた。
- ・東京電力の計画停電により、社会福祉施設及び介護保険施設等における入所者等の健康状態や生活に支障をきたすことのないよう、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう関係都県・関係団体に依頼。計画停電区域から被害、障害についての報告なし
- ・また、東北電力から電力供給される県に対し、計画停電が実施された場合に備えて、管内の社会福祉施設等に対する注意喚起や、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう依頼。

(3) 医療活動関係

< D M A T (災害派遣医療チーム) の活動状況 (3月16日22時00分現在) >

○広域災害救急医療情報システム (E M I S) に基づく各病院からの報告による集計

活動中	<u>18</u> チーム
※ 岩手県庁	<u>7</u> チーム
岩手県消防学校	<u>2</u> チーム
その他（霞ヶ浦駐屯地、福島県庁ほか）	<u>9</u> チーム
移動中	<u>13</u> チーム
対応可能	<u>107</u> チーム
検討中	<u>119</u> チーム

＜医師等の派遣＞

○日赤等の救護班が活動中。

厚生労働省の広域災害救急医療情報システム（EMIS）において、被災県からの救護班の派遣要請への協力を全都道府県に要請。

これにより、福島県へ2つの県（滋賀県、香川県）から派遣を実施。

○都道府県や日本医師会等の関係団体に医師等の派遣を依頼

○原発事故の対応については、

- ・福島県立医大病院、福島労災病院（福島県より緊急被ばく医療機関として要請）では受け入れ体制を整備。鹿島労災病院で応援体制を準備
- ・福島県からの要請（3月11日11時30分頃）を受け、国立病院機構と日本放射線技師会に対し、放射線医師、技師等の派遣の検討を要請し、派遣を始めたところ。
- ・作業員の被災状況については、管轄である富岡労働基準監督署の職員が情報を収集している。
- ・福島第一原発において、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があるため、特にやむを得ない緊急の場合に限り、作業に従事する労働者が受ける実効線量の限度を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げ。（3月15日関係省令官報公示）同省令の施行について同日付で都道府県労働局に通知。
- ・上記省令の施行を踏まえ、福島労働局から東京電力福島第一原子力発電所の責任者に対し、省令の概要を説明するとともに、緊急作業に従事した労働者に対する臨時の健康診断の実施を指示。併せて、東京電力本社の担当者を本省に呼び、上記指示を説明し、本社としても適正な管理をするよう要請。（3月16日）
- ・山形県からの要請を受け、財団法人放射線影響研究所に対し、放射線技師の派遣を要請（3月16日）。同研究所は、3月18日（予定）から山形県内に避難している方々への放射線量測定、放射線に関する健康相談を実施予定。

○原発事故による放射能被害に備え、日本さい帯血バンクネットワークは緊急連絡体制をとった。

○災害による熱傷被害に迅速に対応するため、一般社団法人日本スキンバンクネットワークは緊急連絡体制をとった。

専門医向けの情報を（<http://www.jsbn.jp/index.html#topics>）に掲載。

○保健師の派遣調整状況

- ・岩手県、宮城県、福島県及び仙台市からの災害対策基本法第30条に基づく地方自

治体の保健師の派遣斡旋の要請を受け、各都道府県、保健所設置市及び特別区と、派遣可能な保健師等の人数や期間の早急な調整を3月12日開始。

- ・厚生労働省より岩手県、宮城県、福島県及び仙台市への保健師等の派遣を調整（3月13日）

<保健師等の活動状況（平成23年3月16日12:00現在）>

	チ一ム数	派遣先都道府県等
現地活動中	28	岩手県8、宮城県9、福島県1 仙台市10
移動中	23	岩手県5、宮城県12、福島県 1、仙台市5
移動準備中	20	岩手県7、宮城県6、仙台市7
合計	71	岩手県20、宮城県27、福島 県2、仙台市22

○「心のケアチーム」の派遣調整

- ・宮城県及び仙台市からの災害対策基本法第30条に基づく心のケアチームの派遣斡旋の要請を受け、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター及び各都道府県と、派遣可能なチーム数や期間の早急な調整を3月13日開始

派遣開始：岡山県（3月16日 宮城県）

派遣予定：長野県（3月17日 宮城県）

○ 医師及び放射線技師等の調整状況

- ・福島県からの災害対策基本法第30条に基づく地方自治体の医師等の派遣斡旋の要請を受け、各都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、要請事項に応じられる程度を打診中。

<透析医療の確保>

○社団法人日本透析医会においては、同会の災害情報ネットワーク（<http://www.saigai-touseki.net/index.php>）上で、登録されている透析医療機関の①透析の可否、②被災の有無、③透析室貸出可能病床、④透析受入可能状況、⑤その他不足物品や連絡事項等を各施設で登録をしている。この情報は、一般からアクセスできる。

なお、各都道府県においても、災害に伴う透析医療に関する相談を受け付けてい る。

当省で把握している窓口は以下の通り

- ・青森県医療薬務課（電話：017-734-9287）
- ・岩手県健康国保課（電話：019-629-5471）
- ・山形県地域医療対策課（電話：023-630-2256）
- ・福島県地域医療課（電話：024-521-7881）
- ・茨城県保健予防課（電話：029-301-3220）

(4) 厚生労働省関係施設

○医療機関関係

・宮城県・福島県・岩手県の災害拠点病院の状況

※ EMS 又は医療機関への電話連絡による集計 (3月16日16時30分現在)

人的被害について (※一部連絡の取れない病院あり)

宮城県 (災害拠点病院 14 病院) 被害なし

福島県 (災害拠点病院 8 病院) 被害なし

岩手県 (災害拠点病院 11 病院) 被害なし

患者の受入状況について (※一部連絡の取れない病院あり)

宮城県 14 病院で受入あり

重症 511 人、中等症 1211 人、軽症 2011 人、死亡 40 人

福島県 8 病院で受入あり

重症 100 人、中等症 129 人、軽症 133 人、死亡 1 人

岩手県 11 病院で受入あり

重傷 226 人、中等症 383 人、軽症 979 人、死亡 5 人

・宮城県・福島県・岩手県を除く 44 都道府県の災害拠点病院の状況

※各都道府県の報告による集計 (3月16日22時00分現在)

人的被害の報告なし (44 都道府県)

・計画停電 (東京電力) による医療機関への影響について

※ 各県への電話連絡により聴取 (3月16日22時30分現在)

3月16日に計画停電があったとされる栃木・群馬・埼玉・東京・千葉・神奈川

・山梨・静岡においては、人的被害及びその他の障害についての報告なし

(*14日、15日も報告なし)

○水道における被害状況 (3月17日0時30分現在)

①被害状況

12 県で少なくとも 160 万戸で断水被害が生じている状況。

(詳細については別紙2参照)

②計画停電による水道への影響

3月16日に実施された東京電力の計画停電により、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県において、約 15,000 戸の断水が発生した (断水が発生した水道事業者の内訳は別紙2参照)

③応急給水への対応 (日本水道協会による対応)

・日本水道協会工務部及び各都市の技術職員を岩手、宮城、福島の各県に担当割りし、当面、応急給水に専念し、その後、断水調査、応急復旧計画の策定などの活動を行う予定。

・給水車の派遣要請について、現時点での被災県からの要請に対しては、対応可能な台数 (360 台) が準備の整ったところから出発できる態勢を確保。現時点で、宮城県 120 台、岩手県 70 台、栃木県 13 台、茨城県 17 台、福島県 96 台、千葉県 8 台派遣し、到着したものから応急給水を開始。この他、東北地方 1 台派遣済み。

全国272の水道事業者から合計325台の給水車を派遣。(給水車を派遣した水道事業者については別紙2参照)

- ・なお、首相官邸にも応急給水を要望する現地病院等の情報が入っており、その情報も考慮して給水車を派遣し、給水を実施中。
- ・3月14日12時に福島県立医科大学より県民の除染に必要な給水の緊急要請があり、給水車による輸送を実施中。

(5) 医薬品・物資調達関係

○医薬品・医療機器関係(3月16日23時00分現在)

医薬品・医療機器の需要・供給状況等

- ・医療用酸素ボンベの補給要請があり、宮城県に対して7000ℓ×70本など合計230本、
- ・岩手県に対して7000ℓ×20本など合計68本を搬送済
- ・破傷風トキソイドワクチンの補給要請(宮城県)に対して100本を搬送済
- ・透析輸液の補給要請(宮城県)に対して270本を搬送済
- ・ダイアライザーの補給要請(宮城県)に対して2000本を搬送済
- ・救急セットの補給要請に対して1000個を搬送済

○生協関係

【食料・日用品関係】

- ・日本生協連は、被災者支援のための緊急支援物資を配送(3/15 10時までに、水・食料・毛布など約130万点を提供。主な内容は以下)。
<岩手県内生協>水(2L) 29,000本、缶詰 6,000個、カップめん 4,800個
<宮城県内生協>カップめん 150,000個、水(500ml) 120,000本、お茶(500ml) 40,000本、缶飲料 380,000缶、菓子 45,000個、毛布 30,000枚など
<福島県内生協>缶詰 4,200個、カップめん 9,200個、もち 1,000個、電池 450個など
<茨城県内生協>カップめん 20,000個、菓子 7,000個、お茶(500ml) 1,500本、水(2L) 2,000本など
<群馬県内生協>水(2L) 900本
<千葉県内生協>水(2L) 1,700本、カップめん 2,100個
<栃木県内生協>レトルトごはん 300個、バケツ 30個
・さらに、水・食料・毛布・カセットコンロ・ボンベなど約70万個の支援物資を手配しており、今後もさらに物資調達・被災地の生協への輸送を行う予定。(3/15~)
・コープあいづは、福島県へ食事提供(3/12~、毎回おにぎり1500個、飲料水800本)、会津若松市へ食事提供(3/15~、毎回おにぎり1000個、飲料水200本、菓子パン200個)。
・青森県庁生協は食堂から八戸市に食事50食・3日分を提供。(3/14~)

【燃料関係】

- ・日本生協連、ユーコープ事業連合、コープこうべは、みやぎ生協へ、被災地現地での物資運搬等のための燃料(軽油等)をタンクローリーで提供したほか、トヨタ生協、生協しまねも同生協へタンクローリーで燃料を輸送開始(3/15)。今後さらに、その他の生協含め提供予定。

【その他】

- ・62の生協で、店舗・宅配などで緊急募金活動を実施。(3/15時点)
- ・みやぎ生協は、水・バナナを携えて、組合員の安否確認・お見舞い活動を実施。(3/14~)
- ・いわて生協は、沿岸地域の被災者への支援を行う予定。組合員のボランティア協力の下、本部(滝沢村)でおにぎりをつくり、気仙・釜石・宮古の避難所に、宅配のトラックで届ける(3/16~)

○ボランティア活動の支援

- ・福島県社協が、県ボランティアセンターを11日夕方に立ち上げ。
 - ・青森県社協、岩手県社協、宮城県社協、茨城県社協、神奈川県社協が、県ボランティアセンターを12日に立ち上げ。
 - ・福島県南相馬市、福島市、伊達市、白河市、会津若松市、茨城県常総市、つくば市、鉾田市、千葉県市川市、浦安市で災害ボランティアセンター設置
 - ・仙台市で災害ボランティアセンターを設置(神戸市10名の協力)
- ※ 福島県災害ボランティアセンターは、県内の安全が確保できるまでボランティアの受け入れは現在行っていない
- ※ 岩手県災害ボランティアセンターは、停電中の地域が多数あるため、災害ボランティアの受け入れは現在行われていない。
- ※ 宮城県災害ボランティアセンターは、救助作業優先のため災害ボランティアの受け入れは現在行っていない。
- ※ 茨城県災害ボランティアセンター及び県内10市村の災害ボランティアセンターでは、ボランティアの受け入れは市内からのみ(一部県内)。

3 その他

【上記以外で、第17報以降に新たに発出した通知等】

- ・被災者救援のための食料等を供給する食品産業関連企業に対する資金の円滑な融通や貸付金の償還猶予について株式会社日本政策金融公庫に依頼(3月16日 健康局生活衛生課)
- ・地震により居住地で予防接種を受けられなくなった者が、居住地以外の市町村で予防接種を受けられるよう都道府県に通知(3月16日 健康局結核感染症課)
- ・3月20日に実施する管理栄養士国家試験について、宮城県会場以外の試験地においても被災を受けた受験予定者への追加試験の実施等の決定に関して、受験者、関係者への周知を都道府県、関係機関等へ依頼(3月16日 健康局総務課生活習慣病対策室)
- ・被災地域における透析医療の提供体制が極めて困難な状況となっていることから、日本透析医会等との協力により、被災地域外での透析患者の受け入れ体制の確保、調整等について、各都道府県に協力を依頼(3月16日 健康局疾病対策課)

※これまでに発出した通知等については別紙3参照。

医療分野における東京電力の計画停電に対する対応
(3月15日までに取った対応)

① 都県・関係団体への事務連絡の発出（厚生労働省HPにも掲載）

都県医療主管課（東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡）及び日本医師会等の関係団体（44団体）に対して事務連絡を発出し、計画停電の間、患者の治療に支障が生じないよう、医療機関に対し、自家発電機の点検等を行うこと、自宅で医療機器を使用する患者に対し代替機器を配布すること等を指導するよう依頼。

② 医療機器団体への事務連絡の発出（厚生労働省HPにも掲載）

医療機器団体（2団体）に対し、計画停電の間の在宅医療機器の使用に支障が生じないよう、医療機関と十分に連携するとともに、患者に対し、停電の際、例えば酸素濃縮装置の場合には、配布済の酸素ボンベに切り替えるなどの対応を周知するよう依頼。

③ 日本医師会を通じた医師への協力依頼

日本医師会に対し、①の事務連絡の内容について、会員の医師に対する周知等の協力を依頼。

④ 地デジのテロップへの掲載依頼及び厚生労働省ツイッターへの掲載

地デジのテロップに計画停電にかかる注意喚起（※）を掲載してもらうよう依頼。同様の内容を厚生労働省ツイッターにも掲載。

※ 「ご自宅で、電気を使う医療機器（人工呼吸器など）を使っている患者の方は、停電の時間帯の対応の方法について、主治医にご相談ください。」

⑤ 都県の主管課への電話連絡

都県の主管課に対し電話連絡し、市町村や管下の医療機関に個別に電話連絡するよう依頼。

⑥ 防災無線による伝達依頼

総務省消防庁に対し、停電エリアの市町村の防災無線により、在宅医療機器使用患者へ計画停電に係る注意を伝達（※）してもらうよう依頼。

※ 「(この地域にお住まいの方は、)〇時から3時間にわたって停電となる地区の方が入っています。ご自宅で、人工呼吸器などの医療機器を使っている方は、停電の間の対応方法について、至急、主治医又は医療機器メーカーにご相談ください。」

⑦ 東京電力のP R カーによる伝達依頼

経済産業省資源エネルギー庁に対し、東京電力のP R カーにより、停電エリアの在宅医療機器使用患者へ計画停電に係る注意を伝達（※）してもらうよう依頼。

※ ⑥と同様の内容。

⑧ 厚生労働省緊急安全性情報（緊急F A X）を用いた連絡

約32,600の医療機関、薬局等に対し、緊急F A X（※）を用い、①の事務連絡の内容を情報提供。

※ 医薬品・医療用具等の緊急安全性情報のうちでも特に緊急かつ広範囲に注意喚起の必要がある場合に、医療機関及び薬局・薬店宛てに直接情報提供する安全性情報

⑨ 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーションへの電話連絡

停電エリアの約1,900か所の在宅療養支援診療所、約700か所の訪問看護ステーションに対し、計画停電の間、患者の治療に支障が生じないよう、電話連絡により対策を依頼。

⑩ 国立病院機構病院、労災病院及び社会保険病院等に緊急相談窓口を設置。

在宅で人工呼吸器を使用している患者の主治医や訪問看護ステーション等を支援するため、東京電力の計画停電が予定される地域にある国立病院機構病院、労災病院及び社会保険病院等に緊急相談窓口を設置。

平成23年3月17日0時30分現在
水道における被害状況

1 被害状況について

1) 青森県 <約54戸断水>

十和田市 : 断水 1,354戸 → 断水54戸 (復旧1,300戸) (応急給水中)
 復旧済み 風間浦村、佐井村、五所川原市、野辺地町、東北町、むつ市、平内町、
 久吉ダム水道企業団(大鰐町、平川市)、弘前市、八戸圏域水道団(八
 戸市他1市5町) 三戸町、六ヶ所村

2) 岩手県 <約11万戸断水>

岩手町	: 断水 3,800戸 → 断水194戸 (復旧3,606戸) (応急給水中)
紫波町	: 断水 175戸 → 断水100戸 (復旧75戸) (応急給水中)
花巻市	: 断水 976戸 → 断水23戸 (復旧953戸) (応急給水中)
遠野市	: 断水 850戸 → 断水700戸 (復旧150戸) (応急給水中)
北上市	: 断水 16,480戸 → 断水68戸 (復旧16,412戸) (応急給水中)
奥州市	: 断水 13,470戸 → 断水360戸 (復旧13,110戸) (応急給水中)
大槌町	: 断水 6,000戸 (応急給水中)
一関市	: 断水 40,000戸 (応急給水中)
平泉町	: 断水 100戸
大船渡市	: 断水 16,000戸 (応急給水中)
陸前高田市	: 断水 8,136戸 (応急給水中)
釜石市	: 断水 8,000戸 (応急給水中)
宮古市	: 断水 11,090戸 (応急給水中)
山田町	: 断水 2,000戸 (応急給水中)
岩泉町	: 断水 670戸 → 断水188戸 (復旧482戸) (応急給水中)
田野畠村	: 断水 395戸 (応急給水中)
久慈市	: 断水14,034戸 → 断水10,312戸 (復旧3,722戸) (応急給水中)
野田村	: 断水 1,680戸 (応急給水中)
普代村	: 断水 92戸 → 断水4戸 (復旧88戸)
復旧済み	滝沢村、零石町、西和賀町、金ヶ崎町、二戸市、一戸町、盛岡市、葛 卷町、矢巾町、藤沢町、洋野町

3) 宮城県 <約45万戸断水>

仙南・仙塩広域水道用水供給事業 : 用水供給停止 → 応急復旧工事着手、一部送
 水開始

大崎広域水道用水供給事業 : 用水供給停止 → 応急復旧工事着手、一部送
 水開始

仙台市	: 断水206,500戸 → 断水160,700戸 (復旧45,800戸) (応急給水中)
白石市	: 断水 9,000戸
富谷町	: 断水 12,513戸 (応急給水中)
登米市	: 断水 26,717戸 → 断水26,602戸 (復旧115戸) (応急給水中)
蔵王町	: 断水 4,000戸
大河原町	: 断水 7,900戸 (応急給水中)
大和町	: 断水 2,700戸 (応急給水中)

大衡村 : 断水 1,600戸 (応急給水中)
石巻広域水道(石巻市、東松島市) : 断水 75,000戸 (応急給水中)
全戸断水 柴田町 (応急給水中)、亘理町 (応急給水中)、山元町、角田市、岩沼市 (応急給水中)、村田町、栗原市 (応急給水中)、塩竈市 (応急給水中)、大郷町 (応急給水中)、美里町 (応急給水中)、七ヶ浜町 (応急給水中)、多賀城市 (応急給水中)、涌谷町 (応急給水中)、松島町 (応急給水中)

一部断水 丸森町、気仙沼市、大河原町、大崎市 (応急給水中)、利府町 (応急給水中)、色麻町、七ヶ宿町、川崎町、名取市 (応急給水中)、南三陸町

復旧済み 加美町

4) 福島県 <約31万戸断水>

福島地方水道用水供給事業 送水管破損、送水停止 →順次、復旧作業を実施

白河地方水道用水供給企業団 净水施設の破損 →復旧作業中

相馬地方水道企業団(相馬市、新地町) : 断水 (応急給水中)

福島市	: 断水 111,000戸 (応急給水中)
二本松市	: 断水 1,080戸 (応急給水中)
伊達市	: 断水 20,000戸 (応急給水中)
本宮市	: 断水 9,000戸 → 断水900戸 (復旧8,100戸) (応急給水中)
桑折町	: 断水 2,500戸
国見町	: 断水 2,800戸 (応急給水中)
郡山市	: 断水 37,000戸 → 断水32,000戸 (復旧5,000戸) (応急給水中)
須賀川市	: 断水 21,000戸 → 断水11,000戸 (復旧10,000戸)
田村市	: 断水 24戸
天栄村	: 断水 1,000戸
鏡石町	: 断水 4,000戸 (応急給水中)
玉川村	: 断水 100戸 → 断水30戸 (復旧70戸)
三春町	: 断水 90戸 → 断水20戸 (復旧70戸)
小野町	: 断水 120戸 (応急給水中)
白河市	: 断水 20,200戸 → 断水13,100戸 (復旧7,100戸)
西郷村	: 断水 2,750戸 → 断水1,320戸 (復旧1,430戸)
矢吹町	: 断水 6,100戸 → 断水6,060戸 (復旧40戸)
泉崎村	: 断水 1,200戸 → 断水500戸 (復旧700戸)
中島村	: 断水 300戸 (応急給水中)
南相馬市	: 断水 18,000戸 → 断水3,600戸 (復旧14,400戸)
葛尾村	: 断水 120戸
いわき市	: 断水 95,000戸

一部断水 双葉広域水道企業団(双葉町他4町)

調査中 飯館村

復旧済み 大玉村、矢祭町、川俣町、平田村、棚倉町、会津若松市、猪苗代町

※双葉広域水道企業団及び浪江町は、避難指示により被害調査を含め一切の活動を停止。

5) 秋田県 <約1,400戸断水>

由利本荘市 : 断水 345戸 → 断水240戸 (復旧105戸) (応急給水中)

横手市 : 断水 15,400戸 → 断水97戸 (復旧15,303) (応急給水中)

湯沢市 : 断水 11,850戸 → 断水500戸(復旧11,350)(応急給水中)
東鳴瀬村 : 断水 595戸

一部断水
復旧済み
井川町
八郎潟町、北秋田市、八峰町、三種町、藤里町、秋田市、男鹿市、潟上市、仙北市、大館市、能代市、大仙市

6) 山形県 <約120戸断水>

東根市 : 断水 140戸 → 断水110戸(復旧30戸)(応急給水中)
西川町 : 断水 4戸(応急給水中)
最上町 : 断水 200戸 → 断水6戸(復旧194戸)(応急給水中)
復旧済み
山形市、長井市、川西町、中山町、山辺町、遊佐町、朝日町、上山市、
村山市、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合(尾花沢市、大石田町)、
鮎川村、米沢市、大蔵村、南陽市、酒田市、大江町、舟形町、高畠町

7) 茨城県 <約66万戸断水>

茨城県による用水供給事業において10浄水場のうち6浄水場で送水停止

日立市 : 断水 76,000戸
石岡市 : 断水 8,200戸
下妻市 : 断水 13,300戸
常陸太田市 : 断水 16,700戸
高萩市 : 断水 11,500戸
北茨城市 : 断水 15,500戸
笠間市 : 断水 23,800戸
つくば市 : 断水 69,600戸
ひたちなか市 : 断水 59,100戸
鹿嶋市 : 断水 20,000戸
潮来市 : 断水 9,700戸
常陸大宮市 : 断水 9,400戸
那珂市 : 断水 18,900戸
坂東市 : 断水 6戸
かすみがうら市 : 断水 7,500戸
桜川市 : 断水 12,100戸
神栖市 : 断水 28,900戸
行方市 : 断水 10,200戸
鉾田市 : 断水 9,300戸
小美玉市 : 断水 8,370戸
茨城町 : 断水 9,600戸
大洗町 : 断水 7,000戸
城里町 : 断水 6,800戸
東海村 : 断水 14,600戸
大子町 : 断水 4,122戸
美浦村 : 断水 967戸
八千代町 : 断水 2,600戸

全戸断水 河内町
一部断水 水戸市、土浦市、結城市、県南水道企業団(龍ヶ崎市、牛久市)、常
総市、筑西市、稲敷市、利根町
復旧済み 阿見町、五霞町、境町

8) 栃木県 <約1万戸断水>

矢板市 : 断水 10,000戸 → 断水8,000戸 (復旧2,000戸) (応急給水中)
さくら市 : 断水 460戸 → 断水410戸 (復旧50戸) (応急給水中)
那須町 : 断水 4,400戸 → 断水1,900戸 (復旧2,500戸) (応急給水中)
那珂川町 : 断水 3,756戸 → 断水 200戸 (復旧3,556戸)
市貝町(いちかい) : 断水4,000戸 → 断水150戸 (復旧3,850戸) (応急給水中)
芳賀町(はが) : 断水 4,200戸 → 断水30戸 (復旧4,170戸)
益子町(ましこ) : 断水 4,300戸 → 断水300戸 (復旧4,000戸) (応急給水中)
那須烏山市 : 断水 900戸 → 断水40戸 (復旧860戸) (応急給水中)
復旧済み 宇都宮市、那須塩原市、足利市、高根沢町、茂木町、真岡市、大田原市

9) 千葉県 <約6万戸断水>

千葉県企業局(千葉市他12市村) : 断水251,510戸 → 断水44,200戸 (復旧207,310戸)
(応急給水中)

我孫子市 : 断水192戸 → 断水 37戸 (復旧155戸) (応急給水中)
銚子市 : 断水 28,000戸 → 断水 35戸 (復旧27,965戸)
旭市 : 断水 18,736戸 → 断水 1,959戸 (復旧16,777戸)
(応急給水中)
香取市 : 断水 19,800戸 → 断水 13,700戸 (復旧6,100戸)
神崎町 : 断水 1,834戸 → 断水 158戸 (復旧1,676戸)
いすみ市 : 断水 1戸
復旧済み 南房総広域水道企業団(鋸南町)、木更津市、長門川水道企業団(栄町、本埜村)、柏市、佐倉市、君津市、成田市、山武郡市広域水道企業団(東金市、山武市他3町)、八匝(はっそう)水道企業団(匝瑳市、横芝光町)、
東庄町

10) 新潟県 <約2,500戸断水>

上越市 : 断水218戸 → 断水147戸 (復旧71戸) (応急給水中)
柏崎市 : 断水50戸
十日町市 : 断水2,107戸 → 断水2,065戸 (復旧42戸) (応急給水中)
津南町 : 断水349戸 → 断水275戸 (復旧74戸) (応急給水中)

11) 長野県 <約800戸断水>

栄村 : 断水 804戸 (応急給水中)
復旧済み 飯山市、高森町、諏訪市、豊丘村、岡谷市、野沢温泉村

12) 岐阜県 <54戸断水>

関市 : 断水 54戸 (応急給水中)

復旧済み 高山市

13) 北海道

復旧済み 夕張市

14) 群馬県

復旧済み 下仁田町、前橋市、渋川市、富岡市、南牧村、安中市、板倉町、東吾妻町、明和町、高山村、沼田市、高崎市

15) 埼玉県

復旧済み 鴻巣市、ときがわ町、杉戸町、秩父市、小川町、宮代町、久喜市

16) 東京都

復旧済み 町田市、稲城市

17) 神奈川県

復旧済み 川崎市、三浦市、横浜市、神奈川県企業庁（平塚市他16市町）、秦野市、小田原市

18) 山梨県

復旧済み 西桂町、富士河口湖町、北杜市、都留市、富士吉田市

19) 静岡県

復旧済み 埼玉市、函南町、小山町

他) 水資源機構

・房総導水路において取水を停止 → 応急復旧済み

・霞ヶ浦用水において取水を停止（管路損傷）

・東総用水送水管破損により送水不可 → 復旧済み

※（応急給水中）については報告のあったもののみ記載

2 応急給水への対応について

・給水車を派遣した全国272の水道事業者は以下の通り

札幌市、東京都、横浜市、川崎市、神奈川県、横須賀市、秦野市、さいたま市、埼玉県、川越市、越谷松伏水道企業団、入間市、所沢市、太田市、みどり市、甲府市、名古屋市、豊橋市、安城市、犬山市、岩倉市、大府市、岡崎市、尾張旭市、春日井市、刈谷市、小牧市、田原市、知立市、豊川市、豊田市、愛知中部水道企業団、南知多町、伊賀市、亀山市、名張市、津市、四日市市、鳥羽市、桑名市、志摩市、伊勢市、静岡市、浜松市、沼津市、伊東市、焼津市、藤枝市、富士市、掛川市、島田市、御殿場市、富士宮市、東伊豆町、河津町、長泉町、磐田市、湖西市、岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、土岐市、各務原市、可児市、坂祝町、福井市、越前市、高浜町、鯖江市、金沢市、小松市、白山市、野々市町、加賀市、津幡町、内灘町、富山市、氷見市、射水市、立山町、滑川市、砺波市、南砺市、魚津市、長野市、長野県、中野市、小諸市、東御市、塩尻市、伊那市、佐久水道企業団、木曽町、上田市、松本市、飯田市、新潟市、三条市、新発田市、小千谷市、燕市、五泉市、阿賀野市、加茂市、長岡市、柏崎市、大阪市、大阪府、堺市、豊能町、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、枚方市、寝屋川市、門真市、交野市、大東市、八尾市、柏原市、藤井寺市、松原市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、和泉市、貝塚市、泉佐野市、阪南市、京都市、長岡京市、城陽市、精華町、木津川市、八幡市、京田辺市、京都府、久御山町、宇治市、福知山市、舞鶴市、与謝野町、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、東近江市、近江八幡市、大津市、滋賀県、草津市、甲賀市、湖南市、高島市、長浜市、長浜水道企業団、彦根市、日野町、守山市、野洲市、栗東市、米原市、甲良町、和歌山市、神戸市、伊丹市、川西市、高砂市、宝塚市、西宮市、阪神水道企業団、姫路市、明石市、尼崎市、但馬地区、丹波市、三田市、芦屋市、太子町、赤穂市、西播磨水道企業団、たつの市、猪名川市、奈良市、生駒市、橿原市、香芝市、桜井市、天理市、大和郡山市、大和高田市、広陵町、広島市、吳市、福山市、江田島市、大竹市、尾道市、竹原市、廿日市市、東広島市、三原市、岡山市、倉敷市、井原市、総社市、津山市、美作市、新見市、笠岡市、瀬戸内市、米子市、鳥取市、倉吉市、八頭町、松江市、出雲市、浜田市、安来市、奥出雲町、高松市、丸亀市、松山市、四国中央市、今治市、伊予市、鬼北町、徳島市、鳴門市、高知市、防府市、岩国市、宇部市、下松市、山陽小野田市、光市、下関市、山口市、周南市、大分市、長崎市、佐世保市、川棚町、諫早市、大村市、松浦市、佐賀市、唐津市、西佐賀水道企業団、宮崎市、日向市、都城市、延岡市、福岡市、北九州市、熊本市、荒尾市、鹿児島市、

霧島市、薩摩川内市、枕崎市、南さつま市、那覇市

3 計画停電による水道の影響

3月16日に実施された東京電力の計画停電により断水被害が生じた水道事業者は、以下のとおり。

群馬県（安中市、下仁田町）、栃木県（日光市、那珂川町、鹿沼市）、埼玉県（秩父市、深谷市、寄合町、川島町、小川町、皆野・長瀬上下水道組合、毛呂山町、三好町、越生町、ときがわ町、滑川町、東秩父村）、千葉県（袖ヶ浦市、長生郡市広域市町村圏組合、木更津市、市原市）、東京都水道局、神奈川県企業庁、山梨県（都留市、東部地域水道企業団、南アルプス市）

【これまでに発出している通知等】

<計画停電に係る対応関係>

- ・東京電力による計画停電の間、患者の治療に支障が生じないよう、医療機関に対し、自家発電機の点検等を行うこと、自宅で医療機器を使用する患者に対し代替機器を配布すること等を指導するよう関係都県・団体に依頼（3月13日 医政局指導課）
- ・東京電力による計画停電に伴う在宅医療機器の使用について、医療機関と十分連携し、患者に対し、停電の際、例えば酸素濃縮装置の場合には、配布済みの酸素ボンベに切り替えるなどの対応を周知するよう、医療機器団体宛に依頼（3月13日 医政局経済課）
- ・東京電力による計画停電により、社会福祉施設及び介護保険施設等における入所者等の健康状態や生活に支障をきたすことのないよう、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう関係都県・関係団体に依頼（3月13日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課）
- ・東京電力から電力供給される都県に対して、電力の需給逼迫のため、3月14日以降の計画停電の実施に伴い、保健所等を通じて、人工呼吸機器等使用の在宅療養患者が遗漏なく計画停電に対応できるよう適切な指導の実施について依頼（3月13日、14日 健康局疾病対策課）
- ・東京電力による計画停電が実施された際、医薬品の管理等に支障が生じることがないよう、都県、保健所設置市及び特別区を通じて薬局等に依頼（3月13日 医薬食品局総務課）
- ・東京電力による計画停電が実施された際、血液製剤の製造・保管等に影響を生じないよう万全の対策を日本赤十字社血液事業本部に依頼（3月13日 医薬食品局血液対策課）
- ・東京電力による計画停電が実施されることから、各水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、電力供給が停止したときの影響の分析、自家発電等の点検、水道需要者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請（3月13日 健康局水道課）
- ・東京電力による計画停電に係る人工呼吸器等使用の在宅療養患者への注意喚起等についての保健所への周知を関係都県に依頼（3月13日 健康局総務課地域保健室）
- ・東京電力の計画停電が実施された際、ワクチンの品質管理等について、必要に応じ、情報提供を行うよう関係団体に依頼（3月14日 医薬食品局血液対策課）
- ・東北電力の計画停電の間、患者の治療に支障が生じないよう、医療機関に対し、自家発電機の点検等を行うこと、自宅で医療機器を使用する患者に対し代替機器を配布すること

等を指導するよう関係都県・団体に依頼（3月14日 医政局指導課）

- ・東北電力の計画停電が実施された際、医薬品の管理等に支障が生じることがないよう、県及び保健所設置市を通じて薬局等に依頼（3月14日 医薬食品局総務課）
- ・東北電力の計画停電が実施された際、血液製剤の製造・保管等に影響を生じないよう万全の対策を日本赤十字社血液事業本部に依頼（3月14日 医薬食品局血液対策課）
- ・東北電力の計画停電が実施された際、ワクチンの品質管理等について、必要に応じ、情報提供を行うよう関係団体に依頼（3月14日 医薬食品局血液対策課）
- ・東北電力から電力供給される県に対し、計画停電が実施された場合に備えて、管内の社会福祉施設等に対する注意喚起や、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう依頼（3月14日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課）
- ・東北電力による計画停電に係る人工呼吸器等使用の在宅療養患者への注意喚起等についての保健所への周知を関係県に依頼（3月14日 健康局総務課地域保健室）
- ・医療機器団体に対し、東北電力の計画停電に伴う在宅医療機器の使用について、医療機関と十分連携し、その使用に支障が生じないよう、患者への周知、追加のバッテリーや代替機器の配布、貸し出しなどの対応を徹底するよう依頼（3月14日 医政局経済課）
- ・東北電力においても計画停電が実施されることから、被害の比較的小さい秋田、山形、新潟の各県及び青森県の一部の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、電力供給が停止したときの影響の分析、自家発電等の点検、水道需要者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請（3月15日 健康局水道課）
- ・計画停電の時間帯における停電を理由とする休業については、原則として労働基準法第26条の休業手当の支払を要しないこと等の計画停電の場合の休業手当の取扱いについて各都道府県労働局に通知（3月15日 労働基準局監督課）
- ・東北電力の計画停電が実施された際、人工呼吸器等使用の在宅療養患者が遗漏なく計画停電に対応できるよう適切な指導の実施及び難病医療拠点病院等との連携することなどについて関係県、関係団体に依頼（3月15日 健康局疾病対策課）
- ・計画停電が実施された際、人工呼吸器を使用する在宅療養患者の対応に万全を期するため、関東信越地区の独立行政法人国立病院機構等の医療機関において緊急相談窓口を開設及び緊急一時入院の受け入れ体制の整備がなされたことについて、関係都県の難病担当主管課、関係患者団体に情報提供（3月15日 健康局疾病対策課）
- ・東北電力管内で計画停電が実施された際、人工呼吸器を使用する在宅療養患者の対応に万全を期するため、4県10病院（国立病院機構病院、労災病院及び社会保険病院等）に緊急相談窓口を開設及び緊急一時入院の受け入れ体制の整備がなされたことに

について、関係県の難病担当主管課、関係患者団体に情報提供。（3月16日 健康局 疾病対策課）

＜医療、介護の確保関係＞

- ・被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡（3月11日 保険局医療課）
- ・公費負担医療を受けている被災者が、医療機関において手帳、患者票等の提出ができない場合においても、受診が可能である旨を都道府県に連絡（3月11日 健康局総務課・疾病対策課・結核感染症課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、社会・援護局保護課・援護企画課、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課）
- ・災害時的人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保を行うために、社団法人日本透析医会災害時情報ネットワークの活用など、日本透析医会との連携をとるよう各都道府県に依頼（3月11日 健康局疾病対策課）
- ・被災地の患者に対して、医師等からの処方せんの交付が無い場合でも、必要な処方箋医薬品を販売又は授与可能である旨を都道府県等に連絡（3月12日 医薬食品局総務課）
- ・医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生ずることがないよう、また、適正な流通を阻害することがないよう、万全の措置を講ずるよう関係団体に依頼（3月12日 医政局経済課）
- ・医薬品・医療機器を被災地に円滑に輸送できるよう「緊急通行車両確認標章」の発給手続き（①最寄りの警察署に「厚生労働省から団体宛の協力要請通知の写し」を提示②警察署から車両の所属等を厚生労働省に電話で確認③警察署で「緊急通行車両確認標章」を発行④当該確認標章を検問等で提示し通行）を、医薬品・医療機器の製造・卸事業者団体に通知（3月12日医政局経済課）
- ・要介護認定事務の取扱や被災者が介護保険の被保険者証を提示できない場合であっても利用可能とする等について各都道府県に依頼（3月12日 老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課）
- ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等について、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切にサービスが受けられるよう配慮する旨、各都道府県に通知。（3月14日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）
- ・被災地における妊産婦、乳幼児に対する専門的・長期的な支援に関して、被災地への協力について、関係団体宛協力依頼。（3月14日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）
- ・被災地の患者に対する医療用酸素ガスの供給に際し、医療用酸素ガスボンベが枯渇したことによりやむを得ず工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用する場合の

取扱いについて都道府県等に連絡（3月14日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

- ・緊急援助部隊が入国する際に携行する医薬品等の通関の際の配慮について、財務省関税局業務課に依頼（3月14日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
- ・東北地方太平洋沖地震に係る医薬品等緊急輸入を行う場合、通関の際の弾力的な対応について財務省関税局業務課に依頼（3月14日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
- ・被災地の患者に対して、医師等の受診や医師等からの処方箋の交付が困難な場合でも、症状等について医師等へ連絡し、施用の指示が確認できる場合には、必要な医療用麻薬または向精神薬を施用のために交付可能である旨を都道府県等に連絡（3月14日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
- ・外国の医師資格を有する者が、必要最小限の医療行為を行うことを認める旨、被災都道府県に通知（3月14日 医政局医事課）
- ・医師等の診察を受けられない被災者への向精神薬の提供に関し、薬剤師が事前に医師等から包括的な施用の指示（患者が持参する薬袋等により薬剤名及び用法用量が確認できる場合、必要最小限度で提供する等）を受けている場合、医師等への確認が取れなくても向精神薬を提供することが可能である旨を都道府県等に通知（3月15日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
- ・早期に必要な医療用麻薬を補給できるよう、県境を越えた麻薬の譲渡手続きを簡素化し、事前に電話連絡をした上で、譲渡後に許可申請書を提出することも可能とする旨都道府県等に連絡（3月15日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
- ・被災した子ども達に対するケアに関し、避難所や児童相談所等に児童福祉関係職員を派遣する等の対応を行うよう都道府県等に依頼（3月15日 雇用均等・児童家庭局）
- ・23年2月又は3月に実施した看護師国家試験等の受験者に関する卒業証明書等の提出期限を延長する旨各都道府県に通知（3月15日 医政局医事課）
- ・各都道府県医務主管課あて、宮城県又は福島県でボランティアを行う意思のある医師の申込を受け付ける窓口の設置及びとりまとめを依頼（3月16日 医政局指導課）
- ・日本医師会等の関係団体に医師等の医療従事者の派遣への協力を依頼（3月16日 医政局指導課）
- ・地震により居住地で予防接種を受けられなくなった者が、居住地以外の市町村で予防接種を受けられるよう都道府県に通知（3月16日 健康局結核感染症課）
- ・被災地域における透析医療の提供体制が極めて困難な状況となっていることから、日本透析医会等との協力により、被災地域外での透析患者の受け入れ体制の確保、調整等について、各都道府県に協力を依頼（3月16日 健康局疾病対策課）

<避難所、社会福祉施設等における措置等>

- ・避難所等における食中毒や感染症の発生予防に努めること及び食中毒や感染症の発生時は適切な対応を行い、二次災害を防止することを各都道府県に依頼
(3月11日 健康局結核感染症課、医薬食品局食品安全部監視安全課)

- ・東北地方太平洋沖地震の被災者に対し、「エコノミークラス症候群」の予防を図るよう、各都道府県に依頼) (3月11日 健康局疾病対策課)

- ・要援護者に対する社会福祉施設における緊急的措置として、施設の定員を超えて受入れを行うとともに、施設の空きスペースなどを福祉避難所として提供するよう、全国社会福祉協議会を通じ依頼 (3月11日 社会・援護局総務課)

- ・要援護者の社会福祉施設等の受入等についての考え方や留意事項及び特例措置等について都道府県等に通知 (3月11日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課)

- ・被災した要介護者等に関して、実態把握に努めること、介護サービス事業者等に対する協力依頼、介護保険施設等の施設・設備基準等に関する柔軟な取扱い、利用者負担の減免について、各都道府県に依頼 (3月11日 老健局総務課、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課)

- ・被災した要援護障害者等への対応について、避難所等における対応、障害者支援施設等における受け入れ、補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用、視聴覚障害者のコミュニケーション支援、利用者負担の減免等について、都道府県等に連絡

(3月11日 社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課・精神・障害保健課)

- ・被災した視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、視聴覚障害者等の状況・ニーズを把握するとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の配慮をするよう依頼 (3月11日 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室)

- ・避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者について、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えないこととともに、社会福祉施設等の職員確保が困難な施設について、広域的調整の下で職員派遣を行うよう依頼 (3月11日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課災害救助・救援対策室・福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課)

- ・避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、被災自治体から旅館、ホテルに対して避難所等として受入要請があった場合の協力について、全国旅館ホテル同業組合連合会等に依頼 (3月11日 健康局生活衛生課)

- ・避難所の生活環境の整備及び応急仮設住宅の設置等による避難所の早期解消について

(留意事項) (3月12日 社会・援護局総務課災害救助・救援対策室)

- ・「被災地での健康を守るために」の冊子を、被災者を始め支援者への周知について関係県に依頼 (3月15日 健康局総務課地域保健室)
- ・原発事故による被曝防止対策、長引く避難生活での健康への影響を抑えるための対処法や注意点等、住民等の方々からの照会に対応するための参考資料の案内を都道府県等に情報提供 (3月15日 健康局総務課地域保健室)
- ・被災した子ども達に対するケアに関し、避難所や児童相談所等に児童福祉関係職員を派遣する等の対応を行うよう都道府県等に依頼 (3月15日 雇用均等・児童家庭局)
- ・避難所等における発達障害者等に対する支援について、具体的な方法や配慮等の例を、発達障害情報センター（国立リハビリテーションセンター）のHPにおいて、順次、情報提供することとしたことについて、都道府県等に連絡 (3月16日 障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室)
- ・①児童扶養手当について、住宅・家財等の財産におおむね2分の1以上の損害を受けた受給者への所得制限の緩和や新規申請者に対する添付書類の省略、②母子寡婦福祉貸付金について、被災した母子家庭等に対する償還期間の猶予、③ショートステイ事業について、被災した家庭を対象に含める等の弾力的な対応、等の取扱いについて都道府県等に周知 (3月16日 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課)
- ・被災者等の子ども手当の認定請求等に関して、①認定請求書等に添付しなければならない書類（住民票の写し等）については本人の申立書をもって代えることができること、②「災害その他やむを得ない理由」により請求等が遅れた場合の措置（請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から支給）について十分配慮されたいことを地方自治体に周知 (3月16日雇用均等・児童家庭局育成環境課)

<社会保険手続関係>

【医療、年金、介護】

- ・国民健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに国民保険料（税）の減免、徴収猶予並びに納期限の延長を行うことができる等について、各都道府県に連絡 (3月11日 保険局国民健康保険課)
- ・健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金等の減免等及び保険料の納期限の延長等ができる等について、健康保険組合等に連絡 (3月11日 保険局保険課)
- ・被災した後期高齢者医療制度被保険者に係る一部負担金の減免及び保険料の取扱いについて各都道府県等に連絡 (3月11日 保険局高齢者医療課)
- ・社会保険診療報酬支払基金に対し、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業納付金の

納付猶予を必要とする保険者を把握するとともに、速やかに納付猶予の申請を行うよう依頼（3月11日 保険局総務課医療費適正化対策推進室・高齢者医療課・国民健康保険課、老健局介護保険計画課）

- ・被災地域にある事業所について、厚生年金保険料（健康保険・こども手当拠出金・船員保険含む）の納付期限の延長及び猶予を行う旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知（3月13日 年金局事業管理課）
- ・国民年金保険料について、一定の要件に該当する場合は、申請に基づく災害時の保険料免除が可能である旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知（3月13日 年金局事業管理課）
- ・20歳前に初診日がある障害基礎年金の支給停止等について、被災者の被害金額の程度により所得を理由とする支給の停止等は行わないこととする旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知（3月13日 年金局事業管理課）
- ・年金受給権者の現況届について、被災により期限までに提出が困難な場合には、提出期限を延長する旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知（3月13日 年金局事業管理課）
- ・住宅が全半壊した者などに対しては、医療機関は患者から患者負担分を徴収せず、審査支払機関へ患者負担分も含めて全額（10割）を請求することができる旨を関係団体等を通じて医療機関に連絡。併せて、一部負担金等については、免除・猶予することが可能なことを、改めて保険者に対し連絡（3月15日 保険局医療課・保険課・国民健康保険課・高齢者医療課）
- ・保険医療機関等の建物が全半壊した場合や、入院患者の急増等により保険診療上必要な施設基準を満たさなくなった場合等の保険上の取扱いについて、関係団体等に連絡（3月15日 保険局医療課）
- ・東北地方太平洋沖地震に係るDPCデータ提出の延期について、DPC対象病院に連絡（3月15日 保険局医療課）
- ・厚生年金基金及び国民年金基金について基金の公示によって、被災した加入者等の掛金等の納付期限の延長や納付猶予等が可能である旨、地方厚生（支）局に周知。（3月16日 企業年金国民年金基金課）

【雇用、労災】

- ・労災保険給付の請求に係る事務処理に関して、請求書提出時の弾力的取扱い、今回地震に伴う傷病の業務上外等の考え方、相談・請求の把握について都道府県労働局に指示（3月11日 労働基準局労災補償部補償課）
- ・激甚災害と指定されたことに伴い、事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し又は廃止したことにより休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、実際に離職していなくとも失業している

ものとして失業の認定を行い、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施（3月13日 職業安定局雇用保険課）

- ・労災保険の療養の給付の手続について、任意の様式によっても差し支えないこととした。また、非指定医療機関の指定の遡及適用や指定申請の勧奨等を行うこととした（3月14日労働基準局労災補償部補償課）
- ・被災地域にある事業所について、労働保険料（一般拠出金を含む。）の納付期限の延長及び猶予を行う旨を都道府県労働局長に通知（3月14日）及び関係団体に周知依頼（3月15日）（労働基準局労災補償部労働保険徴収課）
- ・被災地域内に主たる事務所が所在する事業主について、障害者雇用納付金の納付期限を延長する旨、被災地域外に主たる事務所が所在する事業主に対しても、一定の要件を満たす場合は納付を猶予する旨を、（独）高齢・障害者雇用支援機構及び都道府県労働局あて通知（3月15日 職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課）

<雇用対策関係>

- ・当面の緊急雇用対策として、

- ① 今回の地震により事業の継続が困難となった災害救助法指定地域の事業所から、一時的に離職せざるを得ない方の生活を保障するため、事業再開後の再就職が予定されている方であっても、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施。また、失業給付を受給されている被災された方々の便を図るために、特例的に住所地以外のハローワークでも受給できるように実施
- ② 失業の不安や雇用の維持など、被災中の様々な仕事に関する相談にお応えするため、特別相談窓口をハローワークに設置
- ③ 緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供できるよう、雇用・能力開発機構に要請。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用することを同機構に要請

（雇用促進住宅利用可能戸数）

　岩手県2,615戸、宮城県819戸、福島県1,239戸（3月3日現在）

　※但し、一部が震災により利用できない可能性が有り得る。

（3月12日 職業安定局総務課）

<被災者、被災企業に対する貸付等による経済的支援関係>

- ・生活福祉資金貸付について、被災した世帯に対して、特例措置を講ずる旨を各都道府県に通知（3月11日 社会・援護局）
- ・中小・小規模企業の資金繰りに重大な支障が生じないよう、十分な対応を努めるよう株式会社日本政策金融公庫に依頼（3月11日 健康局生活衛生課）
- ・甚大な被害を受けている生活衛生関係営業者等の中小企業者等に対する日本政策金融公庫の災害融資について、特別相談窓口の設置、低利金利の設定が講ぜられたことについて、日本政策金融公庫の相談窓口（フリーダイヤル）とともに、厚生労働省ホームページに掲示（3月13日 健康局生活衛生課）

- ・被災した中小・小規模企業からの返済猶予への柔軟な対応と遅延が生じた場合の遡及的な返済猶予手続きについて、株式会社日本政策金融公庫に依頼（3月14日 健康局生活衛生課）
- ・消費生活協同組合の行う共済事業に関し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を連絡（3月14日 社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室）
- ・被災した社会福祉施設、医療機関等に対し、独立行政法人福祉医療機構の災害復旧貸付について融資率等の優遇措置を図る旨、各都道府県に通知（3月15日 社会・援護局福祉基盤課、医政局総務課）
- ・被災者救援のための食料等を供給する食品産業関連企業に対する資金の円滑な融通や貸付金の償還猶予について株式会社日本政策金融公庫に依頼（3月16日 健康局生活衛生課）

＜葬祭関係＞

- ・柩、ドライアイス、遺体搬送、火葬場の確保について、市町村から応援要請を受けた場合に、県内市町村、近隣県等と連携を図って対応するよう各都道府県に依頼（3月12日 健康局生活衛生課）
- ・柩及びドライアイスの確保・提供について、葬祭業の全国団体に対して協力を依頼（3月12日 健康局生活衛生課）
- ・市町村長による埋火葬許可証が発行されない場合でも代替措置により遺体の埋火葬を認める特例措置について各都道府県に通知（3月14日 健康局生活衛生課）

＜国家試験関係＞

- ・3月20日に実施する管理栄養士国家試験について、宮城県会場での試験実施ができないため、追加試験の実施、受験希望者への特設会場の設置（厚生労働省）の決定に関して、受験者、関係者への周知を都道府県、関係機関等へ依頼（3月15日 健康局総務課生活習慣病対策室）
- ・3月20日に実施する管理栄養士国家試験について、宮城県会場以外の試験地においても被災を受けた受験予定者への追加試験の実施等の決定に関して、受験者、関係者への周知を都道府県、関係機関等へ依頼（3月16日 健康局総務課生活習慣病対策室）